

道路法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○ 道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)(抄) 1

改正案			現行		
<p>（管理の特例の場合の読替規定） 第一条の七 法第十七条第一項又は第二項の場合における同条第八項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>					
第十三条第四項	第一項	都道府県	読み替える規定 読み替えられる 字句	第十三条第三項、第十八条第一項、第五十条第一項、第四項及び第五項	読み替える規定 読み替えられる 字句
	第十七条第一項	指定市	読み替える字句（法第十七条第一項の場合）		
	第十七条第二項	指定市以外の市	読み替える字句（法第十七条第二項の場合）		
関係都道府県	関係する指定市、都道府県又は指定市以外の市（第十七条第二項の規定により管	関係する指定市以外の市、都道府県又は指定市			
<p>（管理の特例の場合の読替規定） 第一条の七 法第十七条第一項又は第二項の場合における同条第七項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>					
第十三条第四項	第一項	都道府県	読み替える規定 読み替えられる 字句	第十三条第三項、第十八条第一項、第五十条第一項、第四項及び第五項	読み替える規定 読み替えられる 字句
	第十七条第一項	指定市	読み替える字句（法第十七条第一項の場合）		
	第十七条第二項	指定市以外の市	読み替える字句（法第十七条第二項の場合）		
関係都道府県	関係する指定市、都道府県又は指定市以外の市（第十七条第二項の規定により管	関係する指定市以外の市、都道府県又は指定市			

第十三条第四項、第五十三條第二項	都道府県が	指定市が	理を行う市をいう。第九十四條第五項において同じ。
第十三条第四項、第十九條第二項	都道府県の	指定市の	
第十七條第六項及び第七項、第二十五條第一項、第四十八條の十九第一項、第五十一條、第五十三條第一項、第九十條第一項、第九十六條第二項	都道府県又は	指定市又は	
第十九條第二項、第十九條の二第二項、第二十二條第三項、第二十六條第一項、	都道府県である	指定市である	
		指定市以外の市である	

第十三条第四項、第五十三條第二項	都道府県が	指定市が	理を行う市をいう。第九十四條第五項において同じ。
第十三条第四項、第十九條第二項	都道府県の	指定市の	
第十七條第六項、第二十五條第一項、第四十八條の十九第一項、第五十一條、第五十三條第一項、第九十條第一項、第九十六條第二項	都道府県又は	指定市又は	
第十九條第二項、第十九條の二第二項、第二十二條第三項、第二十六條第一項、	都道府県である	指定市である	
		指定市以外の市である	

	第五十条第七項		第五十条第六項 及び第七項、第 五十三條第二項	第二十六條第一 項、第七十六條 、第九十六條第 二項	第十九條第三項 、第十九條の二 第三項、第二十 條第四項、第三 十一條第三項	第七十六條、第 九十六條第二項 及び第三項
関係都道府県	都道府県 国道の所在する 都道府県	都道府県	他の都道府県	市町村	都道府県の議会 に	
指定市及び関 係都道府県	都道府県 国道の所在す る指定市	都道府県	都道府県	市（指定市を 除く。）町村	指定市の議会 に	
指定市以外の 市及び関係都	指定市以外の 市で国道の所 在するもの	都道府県	都道府県	市（指定市以 外の市を除く 。）町村	指定市以外の 市の議会に	

	第五十条第七項		第五十条第六項 及び第七項、第 五十三條第二項	第二十六條第一 項、第七十六條 、第九十六條第 二項	第十九條第三項 、第十九條の二 第三項、第二十 條第四項、第三 十一條第三項	第七十六條、第 九十六條第二項 及び第三項
関係都道府県	都道府県 国道の所在する 都道府県	都道府県	他の都道府県	市町村	都道府県の議会 に	
指定市及び関 係都道府県	都道府県 国道の所在す る指定市	都道府県	都道府県	市（指定市を 除く。）町村	指定市の議会 に	
指定市以外の 市及び関係都	指定市以外の 市で国道の所 在するもの	都道府県	都道府県	市（指定市以 外の市を除く 。）町村	指定市以外の 市の議会に	

<p>第九十六條第二項</p>	<p>都道府県の知事</p>	<p>指定市の長</p>	<p>指定市以外の市の長</p>	<p>都道府県である 指定市、都道府県、指定市以外の市又は町村（第十七條第三項の規定により管理を行う町村をいう。）である</p>	<p>都道府県</p>	<p>第五十三條第二項</p>	<p>当該都道府県</p>	<p>当該指定市</p>	<p>当該指定市以外の市</p>
						<p>読み替える規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>	<p>道府県</p>
						<p>第十七條第六項及び第七項、第二十五條第一項、第四十八條の十九第一項、第五十一條、第九十條第一項、第九十六條第二項</p>	<p>都道府県又は</p>	<p>町村又は</p>	<p>道府県</p>
						<p>2 法第十七條第三項の場合における同條第八項の規定による法の規定の適用についての技術的読替は、次の表のとおりとする。</p>			

<p>第九十六條第二項</p>	<p>都道府県の知事</p>	<p>指定市の長</p>	<p>指定市以外の市の長</p>	<p>都道府県である 指定市、都道府県、指定市以外の市又は町村（第十七條第三項の規定により管理を行う町村をいう。）である</p>	<p>都道府県</p>	<p>第五十三條第二項</p>	<p>当該都道府県</p>	<p>当該指定市</p>	<p>当該指定市以外の市</p>
						<p>読み替える規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>	<p>道府県</p>
						<p>第十七條第六項、第二十五條第一項、第四十八條の十九第一項、第五十一條、第九十條第一項、第九十六條第二項</p>	<p>都道府県又は</p>	<p>町村又は</p>	<p>道府県</p>
						<p>2 法第十七條第三項の場合における同條第七項の規定による法の規定の適用についての技術的読替は、次の表のとおりとする。</p>			

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	3	第九十六条第二項	都道府県の知事	町村の長	第十九条第二項、第十九条の二第二項、第二十条第三項、第二十六条第一項、第七十六条、第九十六条第二項及び第三項	都道府県の	町村の
			法第十七条第四項の場合における同条第八項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。	第九十四条第五項	都道府県である	町村、都道府県、指定市又は指定市以外の市（第十七条第二項の規定により管理を行う市をいう。）である	都道府県又は	都道府県又は町村若しくは	市町村（町村を除く。）

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	3	第九十六条第二項	都道府県の知事	町村の長	第十九条第二項、第十九条の二第二項、第二十条第三項、第二十六条第一項、第七十六条、第九十六条第二項及び第三項	都道府県の	町村の
			法第十七条第四項の場合における同条第七項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。	第九十四条第五項	都道府県である	町村、都道府県、指定市又は指定市以外の市（第十七条第二項の規定により管理を行う市をいう。）である	都道府県又は	都道府県又は町村若しくは	市町村（町村を除く。）

<p>第二条第二項第二号、第六号及び第七号</p> <p>第十三条第四項</p>	<p>道路管理者</p> <p>第一項の規定により都道府県が維持、修繕、災害復旧その他の管理</p> <p>修繕又は災害復旧</p> <p>都道府県の</p> <p>関係都道府県</p>	<p>道路管理者又は指定市以外の市町村</p> <p>第十七条第四項の規定により指定市以外の市町村が国道の修繕</p> <p>修繕</p> <p>指定市以外の市町村の</p> <p>当該指定市以外の市町村及び関係する都道府県、指定市又は指定市以外の市（第十七条第二項の規定により管理を行う市をいう。）</p>	<p>第十八条第一項</p>	<p>第十六条又は</p> <p>道路管理者」という。</p>	<p>第十六条若しくは</p> <p>道路管理者」という。</p> <p>。又は指定市以外の市町村（以下「道路管理者等」と総称する。）</p>
--	---	--	----------------	---------------------------------	---

<p>第二条第二項第二号、第六号及び第七号</p> <p>第十三条第四項</p>	<p>道路管理者</p> <p>第一項の規定により都道府県が維持、修繕、災害復旧その他の管理</p> <p>修繕又は災害復旧</p> <p>都道府県の</p> <p>関係都道府県</p>	<p>道路管理者又は指定市以外の市町村</p> <p>第十七条第四項の規定により指定市以外の市町村が国道の修繕</p> <p>修繕</p> <p>指定市以外の市町村の</p> <p>当該指定市以外の市町村及び関係する都道府県、指定市又は指定市以外の市（第十七条第二項の規定により管理を行う市をいう。）</p>	<p>第十八条第一項</p>	<p>第十六条又は</p> <p>道路管理者」という。</p>	<p>第十六条若しくは</p> <p>道路管理者」という。</p> <p>。又は指定市以外の市町村（以下「道路管理者等」と総称する。）</p>
--	---	--	----------------	---------------------------------	---

<p>第二十一条、第二十二條第一項、第二十二條の二、第二十三條第一項、第二十四條、第二十四條の二第一項及び第三項、第二十四條の三、第二十八條の二第一項、第三十二條、第三十三條第一項、第三十四條から第三十六条まで、第三十八條、第三十九條第一項、第三十九條の二第一項、第三十九條の三第一項、第三十九條の四、第三十九條の五第一項、第三十九條の六第一項から第三項まで、第三十九條の七第二項及び第四項、第三十九條の九、第四十條第二項、第四十一條、第四十二條第一項、第四十四條の二第一項から第五項まで及び</p>	
<p>道路管理者</p>	<p>決定して</p>
	<p>は 決定し、道路管理者</p>
<p>第二十一条、第二十二條第一項、第二十二條の二、第二十三條第一項、第二十四條、第二十四條の二第一項及び第三項、第二十四條の三、第二十八條の二第一項、第三十二條、第三十三條第一項、第三十四條から第三十六条まで、第三十八條、第三十九條第一項、第三十九條の二第一項、第三十九條の三第一項、第三十九條の四、第三十九條の五第一項、第三十九條の六第一項から第三項まで、第三十九條の七第二項及び第四項、第三十九條の九、第四十條第二項、第四十一條、第四十二條第一項、第四十四條の二第一項から第五項まで及び</p>	
<p>道路管理者</p>	<p>決定して</p>
	<p>は 決定し、道路管理者</p>

第八項、第四十五条
第一項、第四十六条
第一項及び第二項、
第四十七条の七第一
項、第四十七条の八
第一項、第四十八条
の二十第一項、第四
十八条の二十三第一
項及び第三項、第四
十八条の二十四、第
四十八条の二十五第
一項から第三項まで
、第四十八条の二十
六から第四十八条の
二十八まで、第五十
六条、第五十七条、
第五十八条第一項、
第五十九条第三項、
第六十条、第六十一
条第一項、第六十二
条、第六十六条第一
項、第六十七条の二
、第六十八条、第六
十九条第一項、第七
十条第一項、第三項
及び第四項、第七十
一条第一項から第五
項まで、第七十二条
第一項及び第三項、
第七十二条の二第

第八項、第四十五条
第一項、第四十六条
第一項及び第二項、
第四十七条の七第一
項、第四十七条の八
第一項、第四十八条
の二十第一項、第四
十八条の二十三第一
項及び第三項、第四
十八条の二十四、第
四十八条の二十五第
一項から第三項まで
、第四十八条の二十
六から第四十八条の
二十八まで、第五十
六条、第五十七条、
第五十八条第一項、
第五十九条第三項、
第六十条、第六十一
条第一項、第六十二
条、第六十六条第一
項、第六十七条の二
、第六十八条、第六
十九条第一項、第七
十条第一項、第三項
及び第四項、第七十
一条第一項から第五
項まで、第七十二条
第一項及び第三項、
第七十二条の二第

第三十九条の五第二項	第三十九条の二第七項	第三十九条第二項、第三十九条の二第五項		第二十四条の二第一項	項、第七十三条第二項及び第三項、第八十六条第二項、第八十七条第一項、第九十一条第一項から第三項まで、第九十二条第四項、第九十三条、第九十五条の二第一項及び第二項前段、第九十六条第五項
道路管理者は、	入札占有指針	道路管理者	駐車料金	道路の	
道路管理者は、道路	道路管理者等が入札占有指針	当該占有料を徴収する道路管理者等	指定市以外の市町村にあつては道路の附属物である自転車駐車場に自転車を駐車させる者から、駐車料金	道路管理者にあつては道路の	

第三十九条の五第二項	第三十九条の二第七項	第三十九条第二項、第三十九条の二第五項		第二十四条の二第一項	項、第七十三条第二項及び第三項、第八十六条第二項、第八十七条第一項、第九十一条第一項から第三項まで、第九十二条第四項、第九十三条、第九十五条の二第一項及び第二項前段、第九十六条第五項
道路管理者は、	入札占有指針	道路管理者	駐車料金	道路の	
道路管理者は、道路	道路管理者等が入札占有指針	当該占有料を徴収する道路管理者等	指定市以外の市町村にあつては道路の附属物である自転車駐車場に自転車を駐車させる者から、駐車料金	道路管理者にあつては道路の	

第五十条第一項		第四十九条		第四十八条の二十一 第一項及び第三項	第四十八条の十四第 一項	第四十七条の八第二 項	第四十七条の五第一 項			項
当該都道府県	都道府県が当該 者	当該道路の道路管理 者	道路の管理に関する	、利便施設協定を	道路管理者は、	協定を	、道路管理者	場合においては	道路管理者は、第四 十六条第一項	道路管理者等は、第四 十六條第一項
町村 当該指定市以外の市	指定市以外の市町村 が当該	指定市以外の市町村	第十七条第四項に規 定する歩道の新設等 に要する	、道路管理者等が利 便施設協定を	道路管理者等は、道 路管理者が	道路管理者等が協定 を	、道路管理者等	道路管理者等は	第四十六條第一項	管理者等が

第五十条第一項		第四十九条		第四十八条の二十一 第一項及び第三項	第四十八条の十四第 一項	第四十七条の八第二 項	第四十七条の五第一 項			項
当該都道府県	都道府県が当該 者	当該道路の道路管理 者	道路の管理に関する	、利便施設協定を	道路管理者は、	協定を	、道路管理者	場合においては	道路管理者は、第四 十六条第一項	道路管理者等は、第四 十六條第一項
町村 当該指定市以外の市	指定市以外の市町村 が当該	指定市以外の市町村	歩道の新設等に要す る	、道路管理者等が利 便施設協定を	道路管理者等は、道 路管理者が	道路管理者等が協定 を	、道路管理者等	道路管理者等は	第四十六條第一項	管理者等が

		第九十六条第二項		第七十六条	第七十五条第四項及び第五項、第七十六条、第八十五条第三項	
都道府県である道路管理者	又は当該市町村の長	又は市町村である道路管理者	又は市町村である道路管理者又は指定市以外の市町村	次に掲げる事項を都道府県である場合にあっては国土交通大臣に、市町村である場合にあっては都道府県知事	道路管理者	に掲げる場合においては、それぞれ当該道路の道路管理者
都道府県である道路管理者又は指定市以外の市町村	若しくは当該市町村の長又は当該指定市以外の市町村の長	若しくは市町村である道路管理者又は指定市以外の市町村	若しくは市町村である道路管理者又は指定市以外の市町村	第一号、第二号及び第四号に掲げる事項（同号に掲げる事項にあっては、第三十九条第二項の規定により定められた条例に限る。）を国土交通大臣	指定市以外の市町村	

		第九十六条第二項		第七十六条	第七十五条第四項及び第五項、第七十六条、第八十五条第三項	
都道府県である道路管理者	又は当該市町村の長	又は市町村である道路管理者	又は市町村である道路管理者又は指定市以外の市町村	次に掲げる事項を都道府県である場合にあっては国土交通大臣に、市町村である場合にあっては都道府県知事	道路管理者	に掲げる場合においては、それぞれ当該道路の道路管理者
都道府県である道路管理者又は指定市以外の市町村	若しくは当該市町村の長又は当該指定市以外の市町村の長	若しくは市町村である道路管理者又は指定市以外の市町村	若しくは市町村である道路管理者又は指定市以外の市町村	第一号、第二号及び第四号に掲げる事項（同号に掲げる事項にあっては、第三十九条第二項の規定により定められた条例に限る。）を国土交通大臣	指定市以外の市町村	

4 法第十七条第六項の場合における同条第八項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第二十一条、第二十二條第一項、第二十三條第一項、第二十四條、第三十二條、第三十三條第一項、第三十四條から第三十六條まで、第三十八條、第三十九條の三第一項、第三十九條の四第一項及び第三項から第五項まで	第十八條第一項	第二條第二項第二号、第六号及び第七号	読み替える規定	道路管理者	読み替えられる字句
				道路管理者又は国土交通大臣	読み替える字句
道路管理者	第十六條又は 道路管理者」という 。	第十六條若しくは	道路管理者」という 。又は国土交通大臣（以下「道路管理者等」と総称する。）	決定して	読み替えられる字句
				は	読み替える字句
道路管理者等	第十六條若しくは	道路管理者又は国土交通大臣	読み替える字句	決定し、道路管理者	読み替える字句
				は	読み替える字句

4 法第十七条第六項の場合における同条第七項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第二十一条、第二十二條第一項、第二十三條第一項、第二十四條、第三十二條、第三十三條第一項、第三十四條から第三十六條まで、第三十八條、第三十九條の三第一項、第三十九條の四第一項及び第三項から第五項まで	第十八條第一項	第二條第二項第二号、第六号及び第七号	読み替える規定	道路管理者	読み替えられる字句
				道路管理者又は国土交通大臣	読み替える字句
道路管理者	第十六條又は 道路管理者」という 。	第十六條若しくは	道路管理者」という 。又は国土交通大臣（以下「道路管理者等」と総称する。）	決定して	読み替えられる字句
				は	読み替える字句
道路管理者等	第十六條若しくは	道路管理者又は国土交通大臣	読み替える字句	決定し、道路管理者	読み替える字句
				は	読み替える字句

、第三十九条の五第一項、第三十九条の六第一項及び第三項、第三十九条の七第二項及び第四項、第三十九条の九、第四十条第二項、第四十一条、第四十三条の二、第四十四条の二第一項から第五項まで及び第八項、第四十五条第一項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条第三項、第四十七条の二第一項及び第五項、第四十七条の四、第四十七条の五第二項、第四十七条の七第一項、第四十七条の八第一項、第四十八条の二十第一項、第四十八条の二十七、第五十七条、第六十六条第一項、第六十七条の二、第六十八条、第六十九条第一項、第七十条第一項、第三項及び第四項、第七十一条第一

、第三十九条の五第一項、第三十九条の六第一項及び第三項、第三十九条の七第二項及び第四項、第三十九条の九、第四十条第二項、第四十一条、第四十三条の二、第四十四条の二第一項から第五項まで及び第八項、第四十五条第一項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条第三項、第四十七条の二第一項及び第五項、第四十七条の四、第四十七条の五第二項、第四十七条の七第一項、第四十七条の八第一項、第四十八条の二十第一項、第四十八条の二十七、第五十七条、第六十六条第一項、第六十七条の二、第六十八条、第六十九条第一項、第七十条第一項、第三項及び第四項、第七十一条第一

<p>項から第五項まで、第七十二条第一項及び第三項、第七十二条の二第一項及び第二項、第九十二条第二項、第九十三条、第九十五条の二、第九十六条第五項前段</p>	<p>道路管理者は</p>	<p>道路管理者等は</p>	<p>第三十九条の二第二項</p>	<p>道路管理者は</p>	<p>道路管理者等は</p>	<p>第三十九条の二第六項</p>	<p>道路管理者（市町村である道路管理者を除く。）</p>	<p>道路管理者等（市町村である道路管理者を除く。）</p>	<p>第三十九条の二第七項</p>	<p>入札占有指針</p>	<p>道路管理者等が入札占有指針</p>	<p>第四十七条の二第二項</p>	<p>道路管理者を異にする二以上の道路に係るものであるとき（国土交通省令で定める場合を除く。）は、同項</p>	<p>第十七条第六項の規定により国土交通大臣が改築又は修繕に関する工事を行う道路及び当該道路以外の道路に係るものであるときは、前項</p>
---	---------------	----------------	-------------------	---------------	----------------	-------------------	-------------------------------	--------------------------------	-------------------	---------------	----------------------	-------------------	---	---

<p>項から第五項まで、第七十二条第一項及び第三項、第七十二条の二第一項及び第二項、第九十二条第二項、第九十三条、第九十五条の二、第九十六条第五項前段</p>	<p>道路管理者は</p>	<p>道路管理者等は</p>	<p>第三十九条の二第二項</p>	<p>道路管理者は</p>	<p>道路管理者等は</p>	<p>第三十九条の二第六項</p>	<p>道路管理者（市町村である道路管理者を除く。）</p>	<p>道路管理者等（市町村である道路管理者を除く。）</p>	<p>第三十九条の二第七項</p>	<p>入札占有指針</p>	<p>道路管理者等が入札占有指針</p>	<p>第四十七条の二第二項</p>	<p>道路管理者を異にする二以上の道路に係るものであるとき（国土交通省令で定める場合を除く。）は、同項</p>	<p>第十七条第六項の規定により国土交通大臣が改築又は修繕に関する工事を行う道路及び当該道路以外の道路に係るものであるときは、前項</p>
---	---------------	----------------	-------------------	---------------	----------------	-------------------	-------------------------------	--------------------------------	-------------------	---------------	----------------------	-------------------	---	---

5 法第十七条第七項の場合における同条第八項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。	第四十七條の二第二項及び第三項	の道路管理者	の道路管理者又は国土交通大臣
	第四十七條の五第一項	道路管理者は、第四十六條第一項	第四十六條第一項
5 法第四十八條の十九第一項の場合における同条第三項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。	第四十七條の八第二項	協定を	道路管理者等が協定を
	第四十八條の十四第一項	道路管理者は、	道路管理者等は、道路管理者が
5 法第四十八條の二十第一項及び第三項	第四十八條の二十第一項及び第三項	、利便施設協定を	、道路管理者等が利便施設協定を
	第五十四條の二第一項	共用管理施設関係道路管理者	共用管理施設関係道路管理者又は国土交通大臣及び他の道路の道路管理者
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える字句
第二条第二項第二号	道路管理者	道路管理者又は国土	

5 法第四十八條の十九第一項の場合における同条第三項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。	第四十七條の二第二項及び第三項	の道路管理者	の道路管理者又は国土交通大臣
	第四十七條の五第一項	道路管理者は、第四十六條第一項	第四十六條第一項
5 法第四十八條の十九第一項の場合における同条第三項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。	第四十七條の八第二項	協定を	道路管理者等が協定を
	第四十八條の十四第一項	道路管理者は、	道路管理者等は、道路管理者が
5 法第四十八條の二十第一項及び第三項	第四十八條の二十第一項及び第三項	、利便施設協定を	、道路管理者等が利便施設協定を
	第五十四條の二第一項	共用管理施設関係道路管理者	共用管理施設関係道路管理者又は国土交通大臣及び他の道路の道路管理者
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える字句
第二条第二項第二号	道路管理者	道路管理者又は国土	

<p>第二十條第五項、第二十一條、第二十二條第一項、第二十三條第一項、第二十四</p>	<p>第十九條の二第一項</p>	<p>第十八條第一項</p>	<p>、第六号及び第七号、第二十條第一項及び第二項</p>
<p>道路管理者</p>	<p>及び第五十四條の二において「共用管理施設関係道路管理者」という。）</p>	<p>決定して</p>	<p>第十六條又は道路管理者」という。</p>
<p>道路管理者等</p>	<p>において「共用管理施設関係道路管理者」という。）又は国土交通大臣及び当該他の道路の道路管理者（第五十四條の二第一項において「共用管理施設関係道路管理者等」と総称する。）</p>	<p>決定し、道路管理者は</p>	<p>交通大臣 第十六條若しくは道路管理者」という。）又は国土交通大臣（以下「道路管理者等」と総称する。）</p>
<p>第二十一條、第二十二條第一項、第二十三條第一項、第二十四條、第三十二條、</p>	<p>(新設)</p>	<p>第十八條第一項</p>	<p>、第六号及び第七号</p>
<p>道路管理者</p>	<p>(新設)</p>	<p>決定して</p>	<p>第十六條又は道路管理者」という。）</p>
<p>道路管理者等</p>	<p>(新設)</p>	<p>決定し、道路管理者は</p>	<p>交通大臣 第十六條若しくは道路管理者」という。）又は国土交通大臣（以下「道路管理者等」と総称する。）</p>

条、第三十二条、第三十三条第一項、第三十四条から第三十六条まで、第三十八条、第三十九条の三第一項、第三十九条の四第一項及び第三項から第五項まで、第三十九条の五第一項、第三十九条の六第一項及び第三項、第三十九条の七第二項及び第四項、第三十九条の九、第四十条第二項、第四十一条、第四十三条の二、第四十四条の二第一項から第五項まで及び第八項、第四十五条第一項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条第三項、第四十七条の二第一項及び第五項、第四十七条の四、第四十七条の五第二項、第四十七条の七第一項、第四十七条の八第一項、第四十八条の二十第一項、第

第三十三条第一項、第三十四条から第三十六条まで、第三十八条、第三十九条の三第一項、第三十九条の四第一項及び第三項から第五項まで、第三十九条の五第一項、第三十九条の六第一項及び第三項、第三十九条の七第二項及び第四項、第三十九条の九、第四十条第二項、第四十一条、第四十三条の二、第四十四条の二第一項から第五項まで及び第八項、第四十五条第一項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条第三項、第四十七条の二第一項及び第五項、第四十七条の四、第四十七条の五第二項、第四十七条の七第一項、第四十七条の八第一項、第四十八条の二十第一項、第四十八条の二十七

第三十九条の五第二項	第三十九条の二第七項	第三十九条の二第六項	第三十九条の二第一項	第二十條第六項	四十八條の二十七、第五十七條、第六十六條第一項、第六十七條の二、第六十八條、第六十九條第一項、第七十一條第一項から第五項まで、第七十二條第一項及び第三項、第七十二條の二第一項及び第二項、第九十二條第二項、第九十三條、第九十五條の二、第九十六條第五項前段
道路管理者は、	入札占有指針	道路管理者（市町村である道路管理者を除く。）	道路管理者は	道路管理者と	
道路管理者等は、道路管理者等が	道路管理者等が入札占有指針	道路管理者等（市町村である道路管理者を除く。）	道路管理者等は	道路管理者等と	

第三十九条の五第二項	第三十九条の二第七項	第三十九条の二第六項	第三十九条の二第一項	(新設)	、第五十七條、第六十六條第一項、第六十七條の二、第六十八條、第六十九條第一項、第七十一條第一項から第五項まで、第七十二條第一項及び第三項、第七十二條の二第一項及び第二項、第九十二條第四項、第九十三條、第九十五條の二、第九十六條第五項前段
道路管理者は、	入札占有指針	道路管理者（市町村である道路管理者を除く。）	道路管理者は	(新設)	
道路管理者等は、道路管理者等が	道路管理者等が入札占有指針	道路管理者等（市町村である道路管理者を除く。）	道路管理者等は	(新設)	

第四十七條の二第二項	道路管理者を異にする二以上の道路に係るものであるとき（国土交通省令で定める場合を除く。）は、同項	の道路管理者	道路管理者は、第四十六條第一項	道路管理者等は	、道路管理者	協定を	道路管理者等は、道路管理者が	、利便施設協定を	共用管理施設関係道路管理者	第四十七條の二第二項及び第三項
										第十七條第七項の規定により国土交通大臣が維持又は災害復旧に関する工事を行う道路及び当該道路以外の道路に係るものであるときは、前項
第四十七條の二第二項	道路管理者を異にする二以上の道路に係るものであるとき（国土交通省令で定める場合を除く。）は、同項	の道路管理者	道路管理者は、第四十六條第一項	道路管理者等は	、道路管理者	協定を	道路管理者等は、道路管理者が	、利便施設協定を	共用管理施設関係道路管理者	第四十七條の二第二項
										第四十八條の十九第一項の規定により国土交通大臣が維持又は災害復旧に関する工事を行う道路及び当該道路以外の道路に係るものであるときは、前項

<p>6 法第四十八条の十九第一項の場合における同条第三項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>	<p>読み替える規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>
<p>第二十一条</p>	<p>道路管理者</p>	<p>道路管理者又は国土交通大臣（以下「道路管理者等」と総称する。）</p>
<p>第二十二條第一項、第二十四條、第三十二條、第三十三條第一項、第三十四條から第三十六條まで、第三十八條、第三十九條の九、第四十條第二項、第四十一條、第四十三條の二、第四十四條の二第一項から第五項まで及び第八項、第四十五條第一項、第四十六條第一項及び第二項、第四十七條第三項、第四十七條の二第一項及び第五項、第</p>	<p>道路管理者</p>	<p>道路管理者等</p>

(新設)

通大臣及び他の道路の道路管理者

<p>第四十七條の五第一項</p>	<p>第四十七條の二第二項及び第三項</p>	<p>第四十七條の二第二項</p>	<p>四十七條の四、第四十七條の五第二項、第四十八條の二十第一項、第四十八條の二十七、第五十七條、第六十六條第一項、第六十七條の二、第六十八條、第六十九條第一項、第七十一条第一項から第五項まで、第七十二條第一項及び第三項、第七十二條の二第一項及び第二項、第九十五條の二、第九十六條第五項前段</p>
<p>道路管理者は、第四十六條第一項</p>	<p>の道路管理者</p>	<p>道路管理者を異にする二以上の道路に係るものであるとき（国土交通省令で定める場合を除く。）は、同項</p>	
<p>第四十六條第一項</p>	<p>の道路管理者又は国土交通大臣</p>	<p>第四十八條の十九第一項の規定により国土交通大臣が維持を行う道路及び当該道路以外の道路に係るものであるときは、前項</p>	

第四十八条の二十一 第一項及び第三項	、 道路管理者	、 道路管理者等	場合においては 道路管理者等は
	、 利便施設協定を	、 道路管理者等が利 便施設協定を	

(国土交通大臣の行う工事等の告示)

第二条 国土交通大臣は、次に掲げる工事等（工事又は維持をいう。以下同じ。）を行おうとする場合においては、あらかじめ、当該道路の路線名、工事等の区間、工事の種類及び工事等の開始の日を告示しなければならぬ。

- 一 法第十二条本文の規定による国道（指定区間外の国道に限る。）の新設又は改築に関する工事
 - 二 法第十三条第二項の規定により指定区間内の国道の管理を都道府県又は指定市が行っている区間に係る法第十二条本文の規定による新設若しくは改築又は法第十三条第一項の規定による修繕若しくは災害復旧に関する工事
 - 三 法第十三条第三項の規定による指定区間外の国道の災害復旧に関する工事
 - 四 法第十七条第六項の規定による都道府県道又は市町村道を構成する施設又は工作物の改築又は修繕に関する工事
 - 五 法第十七条第七項の規定による指定区間外の国道、都道府県道又は市町村道の維持又は災害復旧に関する工事
 - 六 法第四十八条の十九第一項の規定による指定区間外の国道、都道府県道又は市町村道の維持
- 2 国土交通大臣は、前項の工事等の全部又は一部を完了し、又は廃止しようとする場合においては、あらかじめ、同項の規定に準じてその

(国土交通大臣の行う工事等の告示)

第二条 国土交通大臣は、次に掲げる工事等（工事又は維持をいう。以下同じ。）を行おうとする場合においては、あらかじめ、当該道路の路線名、工事等の区間、工事の種類及び工事等の開始の日を告示しなければならぬ。

- 一 法第十二条本文の規定による国道（指定区間外の国道に限る。）の新設又は改築に関する工事
 - 二 法第十三条第二項の規定により指定区間内の国道の管理を都道府県又は指定市が行っている区間に係る法第十二条本文の規定による新設若しくは改築又は法第十三条第一項の規定による修繕若しくは災害復旧に関する工事
 - 三 法第十三条第三項の規定による指定区間外の国道の災害復旧に関する工事
 - 四 法第十七条第六項の規定による都道府県道又は市町村道を構成する施設又は工作物の改築又は修繕に関する工事
 - 五 法第四十八条の十九第一項の規定による指定区間外の国道、都道府県道又は市町村道の維持又は災害復旧に関する工事
- 2 国土交通大臣は、前項の工事等の全部又は一部を完了し、又は廃止しようとする場合においては、あらかじめ、同項の規定に準じてその

(新設)

旨を告示しなければならない。

第四条の三 法第十七条第六項の規定により国土交通大臣が改築又は修繕に関する工事を行う場合において、法第二十七条第三項の規定により国土交通大臣が道路管理者に代わつて行う権限は、第四条第一項第一号及び第三号から第三十九号までに掲げるもののうち、国土交通大臣が道路管理者と協議して定めるものとする。この場合において、国土交通大臣は、成立した協議の内容を告示しなければならない。

2 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第二条第一項の規定により告示する工事の開始の日から同条第二項の規定により告示する工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、第四条第一項第三十号及び第三十一号に掲げる権限は、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。

第四条の四 法第十七条第七項の規定により国土交通大臣が維持又は災害復旧に関する工事を行う場合において、法第二十七条第三項の規定により国土交通大臣が道路管理者に代わつて行う権限は、次に掲げるもののうち、国土交通大臣が道路管理者と協議して定めるものとする。この場合において、国土交通大臣は、成立した協議の内容を告示しなければならない。

一 第四条第一項第一号から第三十号まで、第三十二号から第三十五号まで及び第三十七号から第三十九号までに掲げる権限

二 第四条の二第一項第二号、第四号及び第十三号に掲げる権限

三 法第九十五条の二第一項（法第四十六条第三項の規定により道路の通行を禁止し、又は制限しようとするとき並びに法第九十五条の二第一項の政令で定める道路の交差部分及びその付近の道路の部分の改築又は歩行安全改築を行おうとするときに係る部分を除く。）の規定により意見を聴き、又は通知し、及び同条第二項（法第四十条の二第一項又は第二項の規定による自動車専用道路の指定をしようとするとき及び法第四十六条第三項の規定により自動車専用道

旨を告示しなければならない。

第四条の三 法第二十七条第三項の規定により国土交通大臣が道路管理者に代わつて行う権限は、第四条第一項第一号及び第三号から第三十九号までに掲げるもののうち、国土交通大臣が道路管理者と協議して定めるものとする。この場合において、国土交通大臣は、成立した協議の内容を告示しなければならない。

2 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第二条第一項の規定により告示する工事の開始の日から同条第二項の規定により告示する工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、第四条第一項第三十号及び第三十一号に掲げる権限は、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。

（新設）

路の通行を禁止し、又は制限しようとするときに係る部分を除く。
）の規定により協議し、又は通知すること。

2 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第二条第一項の規定により告示する工事等の開始の日から同条第二項の規定により告示する工事等の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、第四条第一項第三十号に掲げる権限は、工事等の完了又は廃止の日後においても行うことができる。

第五条の二 法第四十八条の十九第二項の規定により国土交通大臣が道路管理者に代わつて行う権限は、次に掲げるもののうち、国土交通大臣が道路管理者と協議して定めるものとする。この場合において、国土交通大臣は、成立した協議の内容を告示しなければならない。

一 第四条第一項第六号から第十号まで、第十五号から第二十二号まで、第二十四号、第二十七号から第三十号まで、第三十二号、第三十三号及び第三十七号から第三十九号までに掲げる権限

二 第四条の二第一項第二号、第四号及び第十三号に掲げる権限

三 法第九十五条の二第一項（法第四十五条第一項の規定により道路に区画線を設けようとするとき及び法第四十六条第一項又は第四十七条第三項の規定により道路の通行を禁止し、又は制限しようとするときに係る部分に限る。）の規定により意見を聴き、又は通知し、及び法第九十五条の二第二項（法第四十五条第一項の規定により自動車専用道路に区画線を設けようとするとき及び法第四十六条第一項の規定により自動車専用道路の通行を禁止し、又は制限しようとするときに係る部分に限る。）の規定により協議し、又は通知すること。

2 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第二条第一項の規定により告示する維持の開始の日から同条第二項の規定により告示する維持の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、第四条第一項第三十号に掲げる権限は、維持の完了又は廃止の日後においても行うことができる。

第五条の二 法第四十八条の十九第二項の規定により国土交通大臣が道路管理者に代わつて行う権限は、次に掲げるもののうち、国土交通大臣が道路管理者と協議して定めるものとする。この場合において、国土交通大臣は、成立した協議の内容を告示しなければならない。

一 第四条第一項第一号から第三十号まで、第三十二号から第三十五号まで及び第三十七号から第三十九号までに掲げる権限

二 第四条の二第一項第二号、第四号及び第十三号に掲げる権限

三 法第九十五条の二第一項（法第四十六条第三項の規定により道路の通行を禁止し、又は制限しようとするとき並びに法第九十五条の二第一項の政令で定める道路の交差部分及びその付近の道路の部分の改築又は歩行安全改築を行おうとするときに係る部分を除く。）の規定により意見を聴き、又は通知し、及び同条第二項（法第四十八条の二第一項又は第二項の規定による自動車専用道路の指定をしようとするとき及び法第四十六条第三項の規定により自動車専用道路の通行を禁止し、又は制限しようとするときに係る部分を除く。）の規定により協議し、又は通知すること。

2 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第二条第一項の規定により告示する工事等の開始の日から同条第二項の規定により告示する工事等の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、第四条第一項第三十号に掲げる権限は、工事等の完了又は廃止の日後においても行うことができる。

(国土交通大臣等が道路管理者の権限を代行する場合における意見の聴取等)

第六条 国土交通大臣は、次の各号に掲げる規定により道路管理者に代わつて当該各号に定める協定を締結しようとするときは、あらかじめ、道路管理者の意見を聴かなければならない。

一 法第二十七条第一項又は第三項、法第四十七条の八第一項又は第四十八条の二十第一項の規定による協定
二 法第四十八条の十九第二項、法第四十八条の二十第一項の規定による協定

2 指定市以外の市町村は、法第二十七条第二項の規定により道路管理者に代わつて法第二十二條の二、第四十七條の八第一項若しくは第四十八條の二十第一項の規定による協定を締結し、法第二十八條の二第一項の規定による協議会を組織し、又は法第四十八條の二十三第一項の規定による指定若しくは法第四十八條の二十五第三項の規定による指定の取消しをしようとするときは、あらかじめ、道路管理者の意見を聴かなければならない。

3 国土交通大臣は、法第二十七条第一項若しくは第三項又は第四十八条の十九第二項の規定により道路管理者に代わつて次に掲げる権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならぬ。ただし、同項の規定による場合において、第一号、第二号、第五号(法第四十七條の八第一項に係る部分に限る。)又は第七号(法第三十九條の五第一項又は第三十九條の六第一項(これらの規定を法第九十一條第二項において準用する場合を含む。))の規定による認定の取消し、その効力の停止又はその条件の変更に係る部分に限る。)に掲げる権限を行つたときは、この限りでない。

一 第四条第一項第一号に掲げる権限
二 法第三十二條第一項又は第三項(これらの規定を法第九十一條第

(国土交通大臣等が道路管理者の権限を代行する場合における意見の聴取等)

第六条 国土交通大臣は、法第二十七条第一項若しくは第三項又は第四十八条の十九第二項の規定により道路管理者に代わつて法第四十七條の八第一項又は第四十八條の二十第一項の規定による協定を締結しようとするときは、あらかじめ、道路管理者の意見を聴かなければならない。

2 指定市以外の市町村は、法第二十七条第二項の規定により道路管理者に代わつて法第二十二條の二、第四十七條の八第一項若しくは第四十八條の二十第一項の規定による協定を締結し、法第二十八條の二第一項の規定による協議会を組織し、又は法第四十八條の二十三第一項の規定による指定若しくは法第四十八條の二十五第三項の規定による指定の取消しをしようとするときは、あらかじめ、道路管理者の意見を聴かなければならない。

3 国土交通大臣は、法第二十七条第一項若しくは第三項又は第四十八条の十九第二項の規定により道路管理者に代わつて次に掲げる権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならぬ。

一 第四条第一項第一号に掲げる権限
二 法第三十二條第一項又は第三項(これらの規定を法第九十一條第

二項において準用する場合を含む。)の規定による許可を与えること。

三 法第三十五条(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により同意すること。

四 法第三十九条の第二項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により入札占用指針を定めること。

五 法第四十七条の八第一項又は第四十八条の二十第一項の規定により協定を締結すること。

六 法第四十八条の二十七の規定により道路協力団体と協議(当該協議が成立することをもつて、法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされるものに限る。)をすること。

七 法第七十一条第一項又は第二項(これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により法第三十二条第一項若しくは第三項(これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による許可若しくは法第三十九条の五第一項若しくは第三十九条の六第一項(これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による認定を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は当該許可に係る物件の改築、移転若しくは除却を命ずること。

4 指定市以外の市町村は、法第二十七条第二項の規定により道路管理者に代わつて次に掲げる権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

一 第四条第一項第一号、第七号及び第十六号、第四条の二第一項第三号、第六号、第八号、第九号、第十号(法第四十八条の二十三第一項の規定に係る部分に限る。)、第十一号(法第四十八条の二十五第三項の規定による指定の取消しに係る部分に限る。)、第十九号、第二十一号から第二十四号まで及び第二十八号並びに前項第二号から第七号までに掲げる権限

二 電線共同溝整備法第五条第二項(電線共同溝整備法第八条第三項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により電線共同

二項において準用する場合を含む。)の規定による許可を与えること。

三 法第三十五条(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により同意すること。

四 法第三十九条の第二項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により入札占用指針を定めること。

五 法第四十七条の八第一項又は第四十八条の二十第一項の規定により協定を締結すること。

六 法第四十八条の二十七の規定により道路協力団体と協議(当該協議が成立することをもつて、法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされるものに限る。)をすること。

七 法第七十一条第一項又は第二項(これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により法第三十二条第一項若しくは第三項(これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による許可若しくは法第三十九条の五第一項若しくは第三十九条の六第一項(これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による認定を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は当該許可に係る物件の改築、移転若しくは除却を命ずること。

4 指定市以外の市町村は、法第二十七条第二項の規定により道路管理者に代わつて次に掲げる権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

一 第四条第一項第一号、第七号及び第十六号、第四条の二第一項第三号、第六号、第八号、第九号、第十号(法第四十八条の二十三第一項の規定に係る部分に限る。)、第十一号(法第四十八条の二十五第三項の規定による指定の取消しに係る部分に限る。)、第十九号、第二十一号から第二十四号まで及び第二十八号並びに前項第二号から第七号までに掲げる権限

二 電線共同溝整備法第五条第二項(電線共同溝整備法第八条第三項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により電線共同

溝整備計画又は電線共同溝増設計画を定めること。

三 電線共同溝整備法第十八条の規定により電線共同溝管理規程を定めること。

四 電線共同溝整備法第二十一条の規定による協議を成立させること

5 一の道路管理者がその地方公共団体の区域外にわたって道路を管理する場合又は他の工作物の管理者が道路を管理する場合において、これらの者は、法第二十七条第四項の規定により道路管理者に代わつて第四条の二第一項第三号若しくは第六号に掲げる権限又は第三項各号に掲げる権限を行ったときは、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

6 指定市以外の市町村が法第十七条第四項の規定により道路の附属物である電線共同溝の新設又は改築を行う場合において、道路管理者が当該電線共同溝について電線共同溝整備法第七条第一項（電線共同溝整備法第八条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）、第十三条第一項又は第十九条の規定による負担金を徴収したときは、当該道路管理者は、当該負担金に相当する額を当該負担金の徴収後直ちに当該市町村に支払わなければならない。

（権限の委任）

第四十一条 法及び法に基づく政令に規定する道路管理者である国土交通大臣の権限は、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第十三条第二項の規定により都道府県又は指定市が指定区間内の国道の管理を行うこととする場合にあつては、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、法及び法に基づく政令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるもの以外のものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第三十一条第二項の規定による裁定及び同条第五項本文の規定による決定並びに法第九十四条第二項の規定による譲与については、この限りでない。

一 法第二十条第三項（法第五十五条第二項において準用する場合を

溝整備計画又は電線共同溝増設計画を定めること。

三 電線共同溝整備法第十八条の規定により電線共同溝管理規程を定めること。

四 電線共同溝整備法第二十一条の規定による協議を成立させること

5 一の道路管理者がその地方公共団体の区域外にわたって道路を管理する場合又は他の工作物の管理者が道路を管理する場合において、これらの者は、法第二十七条第四項の規定により道路管理者に代わつて第四条の二第一項第三号若しくは第六号に掲げる権限又は第三項各号に掲げる権限を行ったときは、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

6 指定市以外の市町村が法第十七条第四項の規定により道路の附属物である電線共同溝の新設又は改築を行う場合において、道路管理者が当該電線共同溝について電線共同溝整備法第七条第一項（電線共同溝整備法第八条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）、第十三条第一項又は第十九条の規定による負担金を徴収したときは、当該道路管理者は、当該負担金に相当する額を当該負担金の徴収後直ちに当該市町村に支払わなければならない。

（権限の委任）

第四十一条 法及び法に基づく政令に規定する道路管理者である国土交通大臣の権限は、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第十三条第二項の規定により都道府県又は指定市が指定区間内の国道の管理を行うこととする場合にあつては、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、法及び法に基づく政令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるもの以外のものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第三十一条第二項の規定による裁定及び同条第五項本文の規定による決定並びに法第九十四条第二項の規定による譲与については、この限りでない。

一 法第二十条第三項（法第五十五条第二項において準用する場合を

含む。)の規定により裁定をし、並びに法第二十条第四項及び法第五十五条第三項において準用する法第七条第六項前段の規定により当該道路の道路管理者又は他の工作物の管理者の意見を聴くこと。

二 法第四十七条の三第一項の規定により限度超過車両の通行を誘導すべき道路を指定し、同条第二項の規定により当該指定に係る道路の道路管理者に協議し、その同意を得、及び同条第三項の規定により当該指定をした旨を公示すること。

三 法第四十八条の十七第一項の規定により重要物流道路を指定し、同条第二項の規定により当該指定に係る道路の道路管理者に協議し、その同意を得、及び同条第三項の規定により当該指定をした旨を公示すること。

四 法第四十八条の十九第一項第二号の規定により重要物流道路と交通上密接な関連を有する道路を指定すること。

五 法第五十条第六項の規定により負担金の一部を分担させ、及び同条第七項の規定により意見を聴くこと。

六 法第五十六条の規定により主要な都道府県道又は市道を指定すること。

七 法第九十六条第二項若しくは第三項の規定による再審査請求又は同条第四項の規定による審査請求に対して裁決をすること。

八 第三条の三の規定により駐車料金を徴収することができない自動車又は自転車を定めること。

九 第十九条第三項第六号(第十九条の三の二において準用する場合を含む。)の規定により別に占用料の額を定め、又は占用料を徴収しないこと(占用料の額の最低額の下限の額を定めることを含む。)

十 第二十三条第一項から第七項まで(これらの規定を第二十六条第一項及び第二項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により国道新設等負担基本額、国道新設等都道府県負担額(国道新設等指定市負担額及び国道新設等指定市以外の市負担額を含む。)、分担額、指定区間外国道維持等都道府県負担額(指定区間外国道

含む。)の規定により裁定をし、並びに法第二十条第四項及び法第五十五条第三項において準用する法第七条第六項前段の規定により当該道路の道路管理者又は他の工作物の管理者の意見を聴くこと。

二 法第四十七条の三第一項の規定により限度超過車両の通行を誘導すべき道路を指定し、同条第二項の規定により当該指定に係る道路の道路管理者に協議し、その同意を得、及び同条第三項の規定により当該指定をした旨を公示すること。

三 法第四十八条の十七第一項の規定により重要物流道路を指定し、同条第二項の規定により当該指定に係る道路の道路管理者に協議し、その同意を得、及び同条第三項の規定により当該指定をした旨を公示すること。

四 法第四十八条の十九第一項第一号の規定により重要物流道路と交通上密接な関連を有する道路を指定すること。

五 法第五十条第六項の規定により負担金の一部を分担させ、及び同条第七項の規定により意見を聴くこと。

六 法第五十六条の規定により主要な都道府県道又は市道を指定すること。

七 法第九十六条第二項若しくは第三項の規定による再審査請求又は同条第四項の規定による審査請求に対して裁決をすること。

八 第三条の三の規定により駐車料金を徴収することができない自動車又は自転車を定めること。

九 第十九条第三項第六号(第十九条の三の二において準用する場合を含む。)の規定により別に占用料の額を定め、又は占用料を徴収しないこと(占用料の額の最低額の下限の額を定めることを含む。)

十 第二十三条第一項から第七項まで(これらの規定を第二十六条第一項及び第二項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により国道新設等負担基本額、国道新設等都道府県負担額(国道新設等指定市負担額及び国道新設等指定市以外の市負担額を含む。)、分担額、指定区間外国道維持等都道府県負担額(指定区間外国道

維持等指定市負担額及び指定区間外国道維持等指定市以外の市負担額を含む。）、都道府県道等維持等都道府県等負担額（都道府県道等維持等指定市等負担額及び都道府県道等維持等指定市以外の市等負担額を含む。）、施設等改築負担基本額、施設等改築都道府県等負担額（施設等改築指定市等負担額及び施設等改築指定市以外の市等負担額を含む。）及び施設等修繕都道府県等負担額（施設等修繕指定市等負担額及び施設等修繕指定市以外の市等負担額を含む。）を通知すること。

十一 第三十二条第一項の規定により開発道路を指定し、及び同条第二項の規定により意見を聴取すること。

十二 第三十四条第六項の規定により実施計画について協議すること。

十三 第三十四条の二の二の規定により負担基本額及び道等の負担額を通知すること。

十四 第三十四条の二の三第一項第一号の規定により道路を指定し、及び同号イの規定により費用の額の上限を定めること。

十五 第三十六条第一項の規定により手数料の額を定めること。

3 前項の規定により地方整備局長及び北海道開発局長に委任する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるものについては、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

一 法第七十五条第一項から第三項まで（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により指示し、又は措置すること。

二 法第七十七条第一項の規定により道路に関する調査を行わせ、又は地方公共団体の長若しくはその命じた職員が行うこととし、及び同条第二項の規定による報告を徴収すること。

三 法第七十八条の規定により必要な勧告、助言又は援助をすること。

維持等指定市負担額及び指定区間外国道維持等指定市以外の市負担額を含む。）、都道府県道等維持等都道府県等負担額（都道府県道等維持等指定市等負担額及び都道府県道等維持等指定市以外の市等負担額を含む。）、施設等改築負担基本額、施設等改築都道府県等負担額（施設等改築指定市等負担額及び施設等改築指定市以外の市等負担額を含む。）及び施設等修繕都道府県等負担額（施設等修繕指定市等負担額及び施設等修繕指定市以外の市等負担額を含む。）を通知すること。

十一 第三十二条第一項の規定により開発道路を指定し、及び同条第二項の規定により意見を聴取すること。

十二 第三十四条第六項の規定により実施計画について協議すること。

十三 第三十四条の二の二の規定により負担基本額及び道等の負担額を通知すること。

十四 第三十四条の二の三第一項第一号の規定により道路を指定し、及び同号イの規定により費用の額の上限を定めること。

十五 第三十六条第一項の規定により手数料の額を定めること。

3 前項の規定により地方整備局長及び北海道開発局長に委任する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるものについては、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

一 法第七十五条第一項から第三項まで（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により指示し、又は措置すること。

二 法第七十七条第一項の規定により道路に関する調査を行わせ、又は地方公共団体の長若しくはその命じた職員が行うこととし、及び同条第二項の規定による報告を徴収すること。

三 法第七十八条の規定により必要な勧告、助言又は援助をすること。